

### 青少年健全育成条例とは…

青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、青少年の健全な育成を図るため、昭和59年に制定されました。

この条例に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある営業や行為を制限するなど、青少年の健全な育成に向けた環境づくりを推進しています。

### 経緯

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 昭和59年 3月 | 大阪府青少年健全育成条例の制定 (S59.11施行)    |
| (主な改正)   |                               |
| 平成 3年12月 | ・有害図書類指定制度の導入                 |
| 平成15年 3月 | ・インターネット上の有害情報への対応            |
| 平成17年10月 | ・有害図書類指定制度の強化(包括指定制度の拡充)      |
|          | ・夜間立入制限施設など青少年の夜間外出を抑制する規制の導入 |
| 平成20年12月 | ・有害図書類指定制度の強化(団体指定の導入)        |
|          | ・出会い喫茶の規制→平成22年11月に法律整備を受けて削除 |
|          | ・有害図書類の包括指定基準の見直し 等           |



平成23年7月1日施行

～大阪府青少年健全育成条例が改正されました～



子どもたちを健やかに育てるために  
ダメなものはダメ! とハッキリ言える大人に。

### 改正の主な内容

- 青少年が使用する携帯電話について、フィルタリング手続きを厳格化しました。
- 「子どもの性的虐待の記録」を製造・販売・所持しない努力義務を設けました。
- 有害図書類の区分陳列違反に対する指導等を徹底するため、勧告対象を変更しました。
- インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の広告を掲載しない努力義務を設けました。
- 有害図書類の指定基準を条例に明記しました。

大阪府青少年健全育成条例に関する問い合わせ先

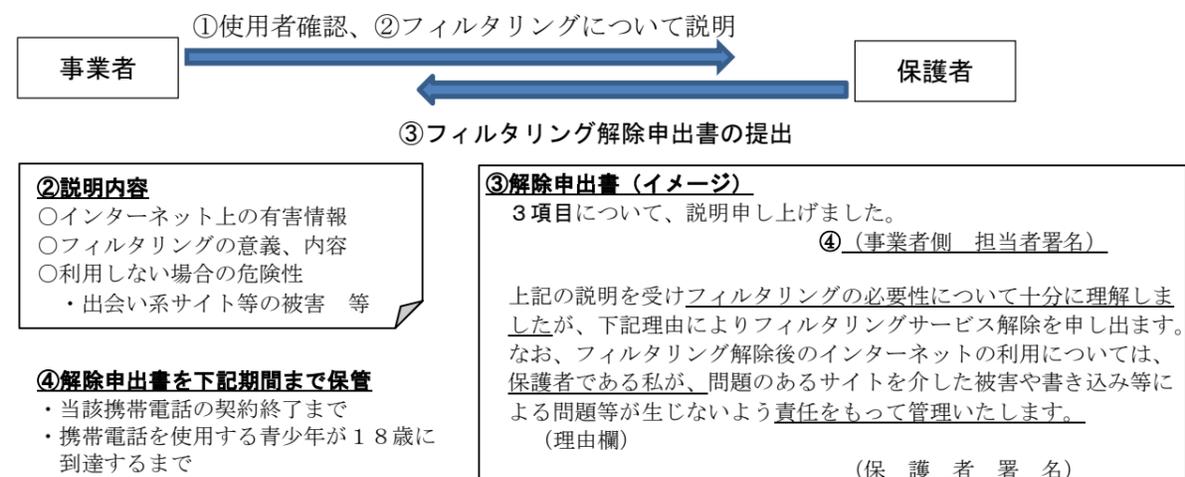
 大阪府政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課 Tel.06-6944-9150

## 携帯電話のインターネット上の有害情報への対応

### フィルタリングサービス手続きの厳格化 条例第28条

- 18歳未満の青少年が使用する携帯電話について、フィルタリングサービスの手続きを厳格化しました。契約の際には、携帯電話事業者及び保護者に下記の手続きが必要となります。
  1. 【携帯電話事業者】 青少年の使用の有無を確認しなければなりません。
  2. 【携帯電話事業者】 保護者に対して、以下の項目を説明しなければなりません。
    - 青少年がインターネット上の有害情報を閲覧する機会が生じること
    - フィルタリングサービスの具体的な意義・内容
    - フィルタリングサービスを利用しない場合の危険性
  3. 【保護者】 携帯電話事業者から上記の項目についての説明を聞かなければなりません。説明を聞いたうえで、なお、解除の申し出をするときは、解除理由を記載し、署名した書面を事業者に提出しなければなりません。
  4. 【携帯電話事業者】 保護者から提出された解除申出書に署名のうえ、保存・管理（電磁的記録による保存を含む）しなければなりません。
- 府は、携帯電話事業者がこれらのことに違反した場合、改善の勧告や店舗名等の公表を行います。

#### 具体的な手続きイメージ



## 子どもの性的虐待の記録

条例第39条

- 児童ポルノを見る側の価値判断からではなく、被写体である「子どもを守る」という観点から、「子どもの性的虐待の記録」という概念を新たに作り、これを製造・販売・所持しない努力義務を設けます。
- 定義にあたっては、日常生活での撮影等、児童に対する性的虐待に当たらないものは規制の対象とはせず、刑法法令に触れる行為の記録物（電磁的記録を含む。）を対象とするとともに、いわゆる「ジュニアアイドル誌」についても対象となる場合があります。
- 府は、「子どもの性的虐待の記録」に関する取組についての必要な調査、指導及び助言を行います。

- 以下の各号に該当する行為を「子どもの性的虐待」と定義します。
- 1 刑法第176条、第177条、第178条、第178条の2の規定に該当する行為
  - 2 児童福祉法第34条第1項第6号に掲げる行為
  - 3 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第2条第2項に規定する児童買春
  - 4 児童虐待の防止等に関する法律第2条2号に掲げる行為、同法3条の虐待
  - 5 大阪府青少年健全育成条例第34条各号に掲げる行為
  - 6 13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
  - 7 13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

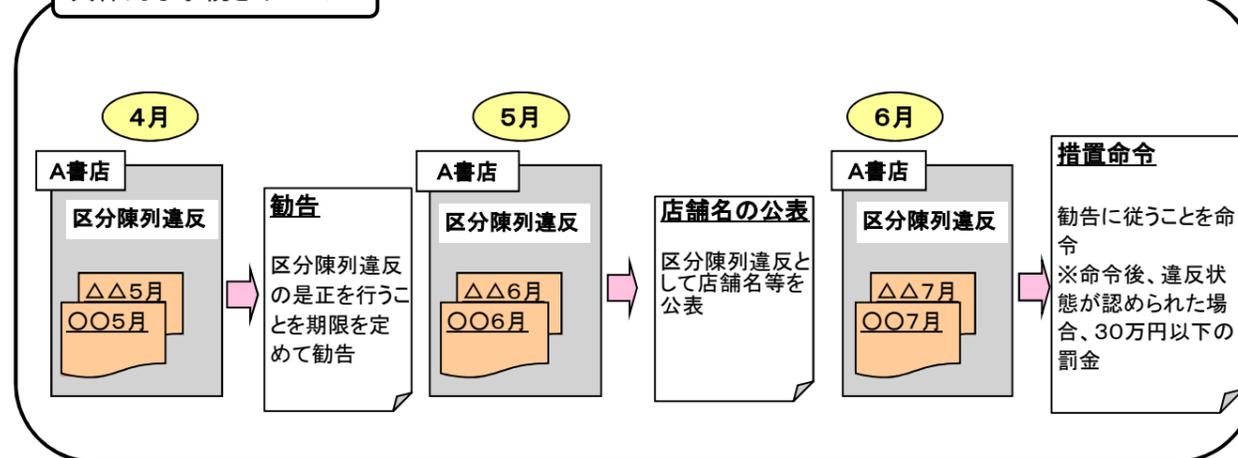
## 有害図書類への対応

### 区分陳列違反に対する指導等の徹底

条例第15条

- 有害図書類の区分陳列違反の勧告対象を、個々の有害図書類から店舗の区分陳列違反状態に変更します。
- 勧告を受けた違反店舗がその勧告に従わない場合には、店舗名等を公表します。
- 公表されてもなお、勧告に従わない場合は措置命令を行います。違反した場合：30万円以下の罰金
- 店舗名公表から1年以内に、再度、区分陳列違反が見つかった場合は、勧告・公表手続きを経ずに、措置命令を行います。違反した場合：30万円以下の罰金

#### 具体的な手続きイメージ



### インターネット異性紹介事業に係る広告への対応

条例第32条

- 出版社が、雑誌等に出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）の広告を掲載するにあたっては、出会い系サイト規制法に基づいて都道府県公安委員会へ届出のある業者かどうか確認し、無届業者の場合には掲載しないよう努力義務を設けました。

### 有害図書類指定基準の条例化（平成23年3月22日施行）

条例第13条

- 有害な図書類の指定基準について、従来は青少年健全育成条例施行規則で定めていたものを指定基準を明確化するため、条例に明記することとします。

#### 【規則から条例に格上げした項目】

- ・第13条第1項第1号 青少年の性的感情を著しく刺激する図書類（←旧規則第4条第1項）
- ・第13条第1項第2号 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長する図書類（←旧規則第4条第2項）
- ・第13条第1項第3号 青少年の犯罪を著しく誘発する図書類（←旧規則第4条第3項）
- ・第13条第2項第1号及び第2号 包括指定図書类等（←旧規則第5条第1号、第2号）

